

『第21回鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会』を開催

国土交通省東北地方整備局は、下記のとおり「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」を開催します。

第21回となる懇談会では、鳴瀬川水系河川整備計画の変更等について、各専門分野の学識者に意見を伺います。

記

- 開催日時 : 令和4年6月13日(月) 14:00~16:00(予定)
- 会 場 : TKPガーデンシティ仙台 ホール21AB
宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER21階
- 内 容 : (1) 前回懇談会での意見への対応について
(2) 鳴瀬川水系河川整備計画(変更素案)に対する意見聴取結果について
(3) 鳴瀬川水系直轄河川改修事業再評価について
- 公開等 :
 - (1) 本懇談会は公開としております。
 - (2) 受付は13:30から会場入口で行います。
 - (3) 報道関係者の席を用意しておりますので、取材の場合は社名腕章等の着用をお願いいたします。
 - (4) 新型コロナウイルス対策感染防止の観点から一般聴講者の席数に制限(10席)を持たせており、先着順とさせていただきます。
 - (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策(受付での検温や手指の消毒、マスクの着用など)に御協力をお願いします。

添付資料：委員名簿、会場位置図、傍聴規定

※鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会

河川法に基づき、平成18年9月22日に学識経験者等を委員として設立したもので、鳴瀬川水系の河川整備計画の策定及び変更、事業の進捗、大臣管理区間の事業評価について意見を伺うことを目的としています。

〈発表記者會〉 古川記者クラブ、石巻記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会

問 い 合 わ せ 先



国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
宮城県石巻市蛇田字下沼80

電 話 0225-95-0194(代表)

副所長(企画) 高田 浩穂(内線205)

調 査 課 長 諸橋 拓実(内線351)

「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」委員名簿

敬称略、50音順

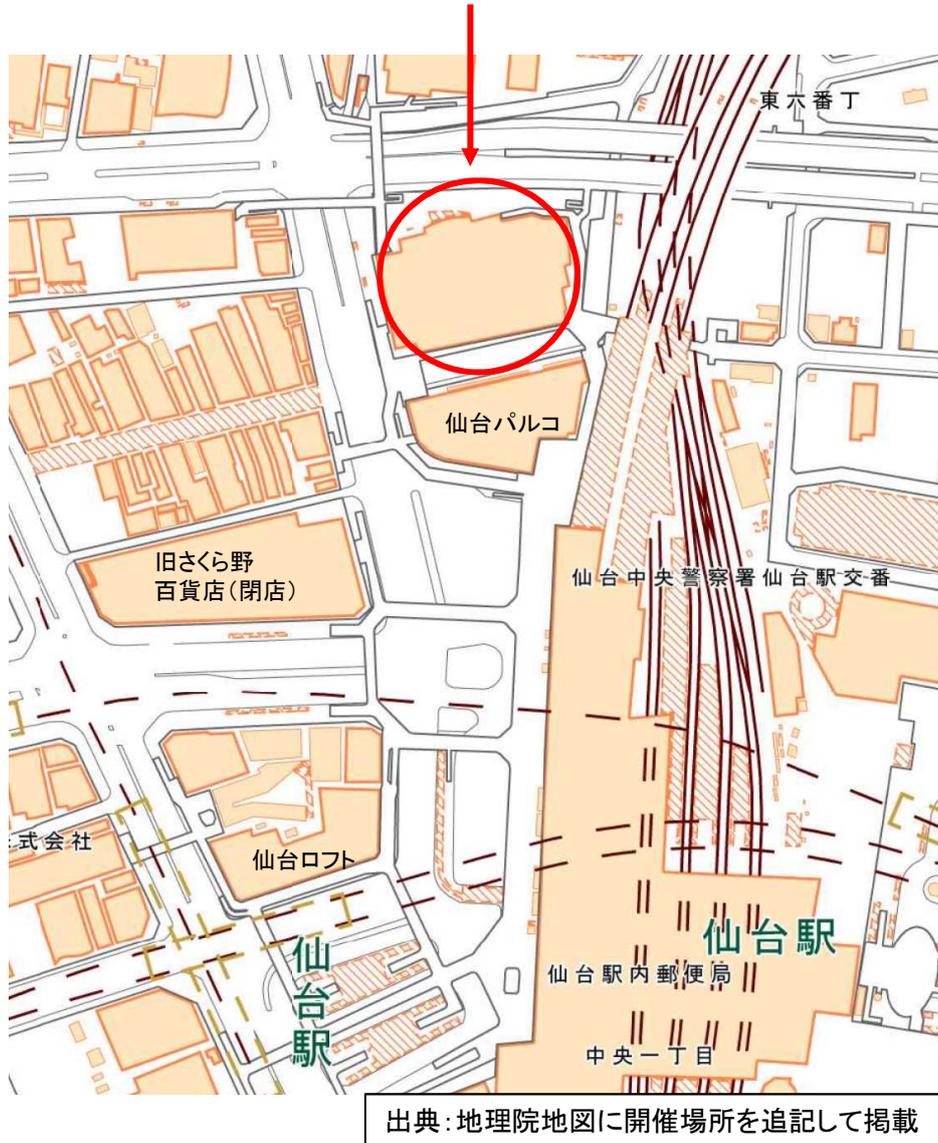
	氏 名	所 属 等
1	渥 美 巖	東松島市長
2	伊 藤 康 志	大崎市長
3	猪 股 洋 文	加美町長
4	梅 田 信	日本大学 工学部 土木研究科 教授
5	太 田 宏	東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
6	風 間 聡	東北大学大学院 工学研究科 教授
7	加 藤 徹	宮城大学 名誉教授
8	河 野 達 仁	東北大学大学院 情報科学研究科 教授
9	高 崎 みつる	石巻専修大学 理工学部 食環境学科 教授
10	高 取 知 男	仙台市科学館 元副館長
11	三 戸 部 佑 太	東北学院大学 工学部 環境建設工学科 准教授

会場位置図

会場:「TKPガーデンシティ仙台 ホール21AB」

住所:仙台市青葉区中央1-3-1 AER21階

電話:022-200-2611



〈主な交通機関からの所要時間〉

- ・ J R 東北本線 仙台駅西口 徒歩2分
- ・ J R 仙石線 あおば通駅北8出口 徒歩2分
- ・ 仙台市地下鉄南北線 仙台 (地下鉄) 駅北8出口 徒歩2分

「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」に関する傍聴規定

1. 「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、懇談会で秘密会とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 座長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。